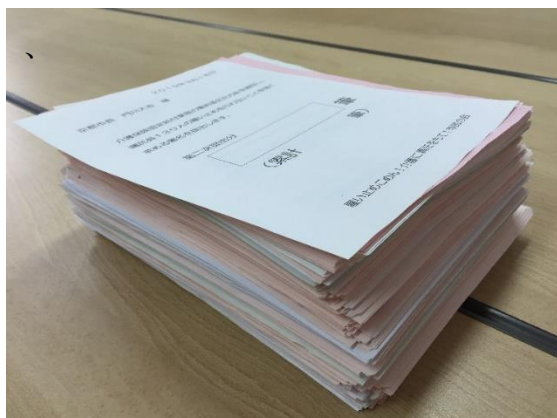


京都市は

介護保険認定給付業務の集約委託
嘱託員130人の雇い止め問題

介護保険認定給付業務の 委託企業の募集中止を！



8月16日「市民の会」で署名提出

累計で 13,055筆！！

京都市の介護保険認定給付業務の集約委託化方針に対し、私たち「雇い止めごめん！介護に責任をもて！市民の会」は、この間、方針の撤回を求める署名にとりくみ、8月16日には第5次提出を行い、累計1万3千筆を超える署名を京都市に提出しました。

課題が解決できていないのに、4月実施でつきすすむのは、

(京都市)「法的に委託できない理由がないから」！？

「市民の会」では、署名提出と合わせて、8月5日に京都市が委託先企業の募集を開始したことに対し抗議し、募集の中止を求めました。住民サービスの低下についても、雇用問題に対しても何ら課題が解決していないことを指摘し、なぜ募集に踏み切ったのか、一度立ち止まる方法もあったのではないか、と追及すると、「法的に委託できない理由がなかったから」という返答。住民サービス維持の担保や市の雇用責任については言及もなく、委託ありきの姿勢が浮き彫りになっています。

プロポーザル実施について

**8/14 京都府保険医協会が
副理事長談話を発出**

8月5日に、京都市が公募型プロポーザルの実施に踏み切ったことを受けて、京都府保険医協会は副理事長の談話を発出しています。「市当局がなぜ、強行に130人の雇い止めと、民間営利企業への委託を進めようとするのか、全く理解できません。」として、「京都市政を担う幹部職員の皆さんが、自分たちの先輩が営々と積み重ねてきた理念、初心、思いをしっかり受け継いだ行政を守ってほしい」と訴えています。

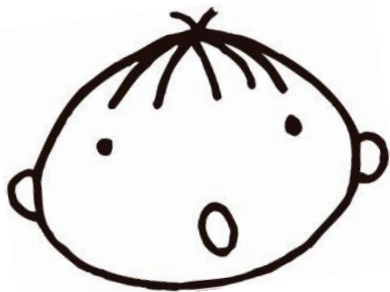
「雇い止めごめん！介護に責任をもて！市民の会」

2019年8月21日

事務局：京都市職労 京都市中京区堺町御池下丸木材木町 670-1 吉岡御池ビル4階
TEL075-222-1556 FAX075-222-1557 Mail:shisyokuro@kyoto-21.com

業務委託の募集要項には、 「これってどういうこと？」が次々と

**業務従事者で資格を有する者は、
「少なくとも6人以上の配置を想定」
・・・え？6人？有資格者は審査会に入らない想定？**



京都市は、審査会資料の読み込みや審査会中の質疑の受け答えまで、委託事業者に丸投げする想定で委託しようとしています。一方、募集要項には、業務従事者の中に保健師・看護師・介護支援専門員の資格を有する者については「少なくとも6人以上配置することを想定」と記載されています。言い換えれば、6人いれば募集要項の条件をクリアということになりますが、6人で全市全ての審査会資料を読み込み、審査会に入ると考えているのでしょうか？それは物理的に不可能です。

これでどのように、現在の審査会資料の読み込みのレベル、そして審査会事務局としての水準が保たれると考えられるのか、全くもって疑問です。

**住宅改修について(京都市)「郵送受付では『不承認』が増える
だろう」としながらも、「原則は郵送対応」で????**

現在、住宅改修の申請などについて郵送受付を基本としている市町村はありません。それは、住宅改修は、個別の状況に応じた判断をしながら申請書類の確認を行うことが必要で、郵送受付にはなじまない申請だからです。

京都市職労民生支部が交渉で、このことについて追及した際にも、京都市は「郵送受付では『不承認』が増えると思う」と答えています。『不承認』となったら、内容を変更して再度申請しなおして『承認』を得ないと工事に着工できません。現在は、区役所窓口で、「不承認」とならないよう対応していますが、郵送受付ではそういかないということを京都市自身が認めているのです。

それなのに、募集要項では「原則郵送」とされているのはどうしてなのか。住民サービスを低下させないということを真摯に考えているとは到底思えません。



「雇い止めごめん！介護に責任をもて！市民の会」

2019年8月21日

事務局：京都市職労 京都市中京区堺町御池下丸木材木町 670-1 吉岡御池ビル 4 階
TEL075-222-1556 FAX075-222-1557 Mail:shisyokuro@kyoto-21.com